

○中札内村スポーツ賞規則

昭和56年4月4日教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の趣旨に則り本村のスポーツの振興を図るため各種のスポーツ大会において、優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(中札内村スポーツ賞)

第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、選考によりスポーツ賞を贈る。ただし、同一の要件で中札内村表彰条例（昭和52年条例第14号）第2条第1項第6号の規定で表彰された者はスポーツ賞の対象外とする。

(1) 各種のスポーツ大会において特に優秀な成績を収めた高校生以上の個人及び団体で、本村のスポーツ振興にその功績が顕著と認められるもの

(2) 地域及び団体等におけるスポーツ並びにレクリエーションの健全な振興発展に寄与した高校生以上の個人及び団体で、本村のスポーツ振興にその功績が顕著と認められるもの

2 前項に該当する者で必要があると認めるときは、スポーツ奨励賞を贈ることができる。

3 各種のスポーツ大会において、特に優秀な成績を収めた小学生及び中学生の個人並びに団体を対象とし、ジュニアスポーツ賞を贈る。

4 前項に該当する者で必要があると認めるときは、ジュニアスポーツ奨励賞を贈ることができる。

5 前4項の表彰は、表彰状及び記念品の贈呈とする。

(選考委員会)

第3条 前条の授賞者選考のため、中札内村スポーツ賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、授賞者の選考について教育委員会の諮問に応じ、審議答申するものとする。

第4条 選考委員会の委員は、中札内村社会教育委員（5名）及び中札内村スポーツ推進委員（4名）が当たる。

2 前項の委員は、教育委員会が指名する。

第5条 選考委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、選考委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(選考委員会の開催)

第6条 教育委員会は、毎年選考委員会を開催し、授賞候補者について諮問するものとする。

2 選考委員会は、教育長がこれを招集する。

3 選考委員会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

(授賞者の決定)

第7条 授賞者の決定は、選考委員会の答申に基づいて教育委員会が決定する。

(スポーツ賞台帳)

第8条 教育長は、スポーツ賞台帳を備え、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、ジュニアスポーツ賞、ジュニアスポーツ奨励賞ごとに授賞年月日、授賞者の氏名、生年月日、住所（団体の場合は団体名、代表者名）授賞の事由、その他必要な事項を記載しなければならない。

(教育長への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年度分より適用する。

附 則 (昭和60年11月26日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年12月1日から適用する。

附 則 (昭和62年3月10日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年8月14日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年5月31日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月9日教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月13日教委規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月13日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年11月28日教委規則第3号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。